

三木市地域防災計画（本編）

番号	該当ページ	修正前	修正後
1		なお、市は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に 対する 応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。	なお、市は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に 対する 応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。
2	P2	第4節 男女共同参画の視点を踏まえた防災計画の作成 4-2 避難所運営 避難所運営組織に女性等や 子育て家庭 の参画を求め、避難所運営は 男女 が助け合って行うものとする。避難所の運営については、プライバシーの確保、妊産婦や育児中の母親への配慮、相談窓口の設置、防犯対策などに留意する。	第4節 男女共同参画の視点を踏まえた防災計画の作成 4-2 避難所運営 避難所運営組織に女性等や 子育て家庭なども含めた多様な立場の人 の参画を求め、避難所運営は 互い に助け合って行うものとする。避難所の運営については、プライバシーの確保、妊産婦や育児中の母親への配慮、相談窓口の設置、防犯対策などに留意する。
3	P6	第5節 避難誘導 5-2 避難所の開設・運営 ○ 避難所等の運営について、女性や 子育て家庭 の参画を推進する	第5節 避難誘導 5-2 避難所の開設・運営 ○ 避難所等の運営について、女性や 子育て家庭なども含めた多様な立場 の人の参画を推進する

三木市避難所開設・運営計画

番号	該当ページ	修正前	修正後																																																
4	目次	新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営	新型コロナウイルス 等 感染症に対応した避難所運営																																																
5	P2	2) 在宅の避難者 自宅及び 自家用車内で避難生活をする避難所に入らない避難者、ライフラインの停止等により生活できない地域の住民	2) 在宅の避難者 自宅及びテント 、自家用車内で避難生活をする避難所に入らない避難者、ライフラインの停止等により生活できない地域の住民																																																
6	P4	2) 可能な限り要 援護 者の利用に適した環境を確保できる施設。 (バリアフリー、冷暖房完備など)	2) 可能な限り要 配慮 者の利用に適した環境を確保できる施設。 (バリアフリー、冷暖房完備など)																																																
7	P5	<p>①地震災害の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開設する場合</th> <th>開設する避難所</th> <th>配置職員の選定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生後、速やかに開設</td> <td>下記による他、市内全ての指定避難所、土砂災害危険区域にある施設及び未耐震の施設を除く、複数の避難所が近接している場合は1ヶ所を開設</td> <td>・避難所の努めて近くに居住、 ・5km以内、徒歩3時間を基準</td> </tr> <tr> <td>避難者が多数発生した場合に開設</td> <td>上記の避難所に加えて、必要な指定避難所を開設、土砂災害危険区域にある施設は、その安全性を確認できた場合に開設</td> <td>・避難所の努めて近くに居住、 ・1.0km以内、徒歩5時間を基準</td> </tr> <tr> <td>指定避難所が不足する場合に開設</td> <td>予備避難所を開設</td> <td>・避難所の努めて近くに居住、 ・2.0km以内、徒歩1.0時間を基準</td> </tr> </tbody> </table> <p>②風水害の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開設する場合</th> <th>開設する避難所</th> <th>配置職員の選定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自主的に避難する方のために開設</td> <td>台風の接近が夜間に予測される場合などに、浸水災害の恐れのある地域の市立公民館など一部の避難所を明るいうちに開設する</td> <td>・避難所の努めて近くに居住、 ・1.0km以内、車30分を基準</td> </tr> <tr> <td>避難情報を発令した場合に開設</td> <td>・避難情報対象地域の指定避難所を開設する、 ・美濃川右岸の三木・別所地区を対象にイオン三木店に一時的な避難所を開設する、 ・近接する指定避難所の両方の避難所を開設する</td> <td>・避難所の努めて近くに居住、 ・2.0km以内、車60分を基準</td> </tr> <tr> <td>状況に応じて開設する避難所</td> <td>多数の避難者の発生が予測される場合等状況により、近接している指定避難所の両方の避難所を開設する</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 避難情報：「警戒レベル3高齢者等避難」、「警戒レベル4避難指示」、「警戒レベル5緊急安全確保」をいう。</p> <p>※ 浸水想定、土砂災害警戒区域に位置する指定避難所の例：中央公民館、平田小学校、口吉川小学校など。</p>	開設する場合	開設する避難所	配置職員の選定基準	発生後、速やかに開設	下記による他、市内全ての指定避難所、土砂災害危険区域にある施設及び未耐震の施設を除く、複数の避難所が近接している場合は1ヶ所を開設	・避難所の努めて近くに居住、 ・5km以内、徒歩3時間を基準	避難者が多数発生した場合に開設	上記の避難所に加えて、必要な指定避難所を開設、土砂災害危険区域にある施設は、その安全性を確認できた場合に開設	・避難所の努めて近くに居住、 ・1.0km以内、徒歩5時間を基準	指定避難所が不足する場合に開設	予備避難所を開設	・避難所の努めて近くに居住、 ・2.0km以内、徒歩1.0時間を基準	開設する場合	開設する避難所	配置職員の選定基準	自主的に避難する方のために開設	台風の接近が夜間に予測される場合などに、浸水災害の恐れのある地域の市立公民館など一部の避難所を明るいうちに開設する	・避難所の努めて近くに居住、 ・1.0km以内、車30分を基準	避難情報を発令した場合に開設	・避難情報対象地域の指定避難所を開設する、 ・美濃川右岸の三木・別所地区を対象にイオン三木店に一時的な避難所を開設する、 ・近接する指定避難所の両方の避難所を開設する	・避難所の努めて近くに居住、 ・2.0km以内、車60分を基準	状況に応じて開設する避難所	多数の避難者の発生が予測される場合等状況により、近接している指定避難所の両方の避難所を開設する		<p>①地震災害の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開設する場合</th> <th>開設する避難所</th> <th>配置職員の選定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生後、速やかに開設</td> <td>下記による他、市内全ての指定避難所、土砂災害警戒区域にある施設及び未耐震の施設を除く、複数の避難所が近接している場合は1ヶ所を開設</td> <td>・避難所の努めて近くに居住、 ・5km以内、徒歩3時間を基準</td> </tr> <tr> <td>避難者が多数発生した場合に開設</td> <td>上記の避難所に加えて、必要な指定避難所を開設、土砂災害警戒区域にある施設は、その安全性を確認できた場合に開設</td> <td>・避難所の努めて近くに居住、 ・1.0km以内、徒歩5時間を基準</td> </tr> <tr> <td>指定避難所が不足する場合に開設</td> <td>予備避難所を開設</td> <td>・避難所の努めて近くに居住、 ・2.0km以内、徒歩1.0時間を基準</td> </tr> </tbody> </table> <p>②風水害の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開設する場合</th> <th>開設する避難所</th> <th>配置職員の選定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自主的に避難する方のために開設</td> <td>台風の接近が夜間に予測される場合などに、浸水災害の恐れのある地域の市立公民館など一部の避難所を明るいうちに開設する</td> <td>・避難所の努めて近くに居住、 ・1.0km以内、車30分を基準</td> </tr> <tr> <td>避難情報を発令した場合に開設</td> <td>・避難情報対象地域の指定避難所を開設する、 ・美濃川右岸の三木・別所地区を対象にイオン三木店に一時的な避難所を開設する、 ・近接する指定避難所の両方の避難所を開設する</td> <td>・避難所の努めて近くに居住、 ・2.0km以内、車60分を基準</td> </tr> <tr> <td>状況に応じて開設する避難所</td> <td>多数の避難者の発生が予測される場合等状況により、近接している指定避難所の両方の避難所を開設する</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 避難情報：「警戒レベル3高齢者等避難」、「警戒レベル4避難指示」、「警戒レベル5緊急安全確保」をいう。</p> <p>※ 浸水想定、土砂災害警戒区域に位置する指定避難所の例：中央公民館、平田小学校、口吉川小学校など。</p>	開設する場合	開設する避難所	配置職員の選定基準	発生後、速やかに開設	下記による他、市内全ての指定避難所、土砂災害 警戒 区域にある施設及び未耐震の施設を除く、複数の避難所が近接している場合は1ヶ所を開設	・避難所の努めて近くに居住、 ・5km以内、徒歩3時間を基準	避難者が多数発生した場合に開設	上記の避難所に加えて、必要な指定避難所を開設、土砂災害 警戒 区域にある施設は、その安全性を確認できた場合に開設	・避難所の努めて近くに居住、 ・1.0km以内、徒歩5時間を基準	指定避難所が不足する場合に開設	予備避難所を開設	・避難所の努めて近くに居住、 ・2.0km以内、徒歩1.0時間を基準	開設する場合	開設する避難所	配置職員の選定基準	自主的に避難する方のために開設	台風の接近が夜間に予測される場合などに、浸水災害の恐れのある地域の市立公民館など一部の避難所を明るいうちに開設する	・避難所の努めて近くに居住、 ・1.0km以内、車30分を基準	避難情報を発令した場合に開設	・避難情報対象地域の指定避難所を開設する、 ・美濃川右岸の三木・別所地区を対象にイオン三木店に一時的な避難所を開設する、 ・近接する指定避難所の両方の避難所を開設する	・避難所の努めて近くに居住、 ・2.0km以内、車60分を基準	状況に応じて開設する避難所	多数の避難者の発生が予測される場合等状況により、近接している指定避難所の両方の避難所を開設する	
開設する場合	開設する避難所	配置職員の選定基準																																																	
発生後、速やかに開設	下記による他、市内全ての指定避難所、土砂災害危険区域にある施設及び未耐震の施設を除く、複数の避難所が近接している場合は1ヶ所を開設	・避難所の努めて近くに居住、 ・5km以内、徒歩3時間を基準																																																	
避難者が多数発生した場合に開設	上記の避難所に加えて、必要な指定避難所を開設、土砂災害危険区域にある施設は、その安全性を確認できた場合に開設	・避難所の努めて近くに居住、 ・1.0km以内、徒歩5時間を基準																																																	
指定避難所が不足する場合に開設	予備避難所を開設	・避難所の努めて近くに居住、 ・2.0km以内、徒歩1.0時間を基準																																																	
開設する場合	開設する避難所	配置職員の選定基準																																																	
自主的に避難する方のために開設	台風の接近が夜間に予測される場合などに、浸水災害の恐れのある地域の市立公民館など一部の避難所を明るいうちに開設する	・避難所の努めて近くに居住、 ・1.0km以内、車30分を基準																																																	
避難情報を発令した場合に開設	・避難情報対象地域の指定避難所を開設する、 ・美濃川右岸の三木・別所地区を対象にイオン三木店に一時的な避難所を開設する、 ・近接する指定避難所の両方の避難所を開設する	・避難所の努めて近くに居住、 ・2.0km以内、車60分を基準																																																	
状況に応じて開設する避難所	多数の避難者の発生が予測される場合等状況により、近接している指定避難所の両方の避難所を開設する																																																		
開設する場合	開設する避難所	配置職員の選定基準																																																	
発生後、速やかに開設	下記による他、市内全ての指定避難所、土砂災害 警戒 区域にある施設及び未耐震の施設を除く、複数の避難所が近接している場合は1ヶ所を開設	・避難所の努めて近くに居住、 ・5km以内、徒歩3時間を基準																																																	
避難者が多数発生した場合に開設	上記の避難所に加えて、必要な指定避難所を開設、土砂災害 警戒 区域にある施設は、その安全性を確認できた場合に開設	・避難所の努めて近くに居住、 ・1.0km以内、徒歩5時間を基準																																																	
指定避難所が不足する場合に開設	予備避難所を開設	・避難所の努めて近くに居住、 ・2.0km以内、徒歩1.0時間を基準																																																	
開設する場合	開設する避難所	配置職員の選定基準																																																	
自主的に避難する方のために開設	台風の接近が夜間に予測される場合などに、浸水災害の恐れのある地域の市立公民館など一部の避難所を明るいうちに開設する	・避難所の努めて近くに居住、 ・1.0km以内、車30分を基準																																																	
避難情報を発令した場合に開設	・避難情報対象地域の指定避難所を開設する、 ・美濃川右岸の三木・別所地区を対象にイオン三木店に一時的な避難所を開設する、 ・近接する指定避難所の両方の避難所を開設する	・避難所の努めて近くに居住、 ・2.0km以内、車60分を基準																																																	
状況に応じて開設する避難所	多数の避難者の発生が予測される場合等状況により、近接している指定避難所の両方の避難所を開設する																																																		
8	P6	4) 避難者の収容 ① 避難所の開設を行ったときは、まず体育館等の広いスペースに誘導する。その後、学校等については空き教室などを 避難行動要支援者 スペース（障がい者、授乳室等）として複数確保する。 ② 避難した市民の受入れスペースの指定に当たっては、事情の許す限り、自治会長、民生委員・児童委員及び自主防災組織の意見を聞き、地域ごとのスペースを設定し、避難した市民による 自主的な統制に基づく運営 となるように配慮する。	4) 避難者の収容 ① 避難所の開設を行ったときは、まず体育館等の広いスペースに誘導する。その後、学校等については空き教室などを 要配慮者 スペース（障がい者、授乳室等）として複数確保する。 ② 避難した市民の受入れスペースの指定に当たっては、事情の許す限り、自治会長、民生委員・児童委員及び自主防災組織の意見を聞き、地域ごとのスペースを設定し、避難した市民による 自主的な運営 となるように配慮する。																																																
9	P7	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>開設時</th> <th>～3日～1週間</th> <th>～2週間～3か月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 避難者の安全確保</td> <td>・避難所開設事務 ・避難所及び周辺の被害状況把握 ・安心して指示に従ってもらうよう呼びかけ</td> <td>・市対策本部からの情報提供(被害状況、対策方針、実施状況、インフラ復旧見込み等) ・衛生環境の維持(関係機関との連携) ・健康対策(関係機関との連携) ・秩序の維持、安全確保(関係機関との連携)</td> <td>・避難所内外へ公平な物資等の配分</td> </tr> <tr> <td>② 避難行動要支援者を優先しつつ公平な対応</td> <td>・避難行動要支援者へ優先的に避難所割り当て</td> <td>・避難行動要支援者への優先的な物資等の配分 ・避難行動要支援者の福祉避難所等への移送</td> <td>・避難所内外へ公平な物資等の配分</td> </tr> <tr> <td>③ 避難者の情報管理・連絡調整・避難所運営</td> <td>・避難者・在宅避難者の個人情報管理 ・避難者ニーズの把握・伝達 ・市本部、施設管理者、関係機関との調整 ・報道機関対応</td> <td>・周辺避難所との物資等の過不足調整 ・ボランティア受け入れ等に関する調整 ・避難者へ運営組織化の働きかけ</td> <td>・避難スペース統廃全(増やす調整) ・避難者間トラブル等への対応</td> </tr> <tr> <td>④ 収集する避難者の情報</td> <td>・避難者数、要給食者数 ・避難行動要支援者情報 ・安否確認情報</td> <td>・各避難所のニーズ ・避難者の被災状況 ・避難者の生活再建、住まい確保の見込み</td> <td>・避難者の個別事情</td> </tr> </tbody> </table>		開設時	～3日～1週間	～2週間～3か月	① 避難者の安全確保	・避難所開設事務 ・避難所及び周辺の被害状況把握 ・安心して指示に従ってもらうよう呼びかけ	・市対策本部からの情報提供(被害状況、対策方針、実施状況、インフラ復旧見込み等) ・衛生環境の維持(関係機関との連携) ・健康対策(関係機関との連携) ・秩序の維持、安全確保(関係機関との連携)	・避難所内外へ公平な物資等の配分	② 避難行動要支援者を優先しつつ公平な対応	・避難行動要支援者へ優先的に避難所割り当て	・避難行動要支援者への優先的な物資等の配分 ・避難行動要支援者の福祉避難所等への移送	・避難所内外へ公平な物資等の配分	③ 避難者の情報管理・連絡調整・避難所運営	・避難者・在宅避難者の個人情報管理 ・避難者ニーズの把握・伝達 ・市本部、施設管理者、関係機関との調整 ・報道機関対応	・周辺避難所との物資等の過不足調整 ・ボランティア受け入れ等に関する調整 ・避難者へ運営組織化の働きかけ	・避難スペース統廃全(増やす調整) ・避難者間トラブル等への対応	④ 収集する避難者の情報	・避難者数、要給食者数 ・避難行動要支援者情報 ・安否確認情報	・各避難所のニーズ ・避難者の被災状況 ・避難者の生活再建、住まい確保の見込み	・避難者の個別事情	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>開設時</th> <th>～3日～1週間</th> <th>～2週間～3か月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 避難者の安全確保</td> <td>・避難所開設事務 ・避難所及び周辺の被害状況把握 ・安心して指示に従ってもらうよう呼びかけ</td> <td>・市対策本部からの情報提供(被害状況、対策方針、実施状況、インフラ復旧見込み等) ・衛生環境の維持(関係機関との連携) ・健康対策(関係機関との連携) ・秩序の維持、安全確保(関係機関との連携)</td> <td>・避難所内外へ公平な物資等の配分</td> </tr> <tr> <td>② 要配慮者を優先しつつ公平な対応</td> <td>・要配慮者を優先的に避難所割り当て</td> <td>・要配慮者への優先的な物資等の配分 ・要配慮者の福祉避難所等への移送</td> <td>・避難所内外へ公平な物資等の配分</td> </tr> <tr> <td>③ 避難者の情報管理・連絡調整・避難所運営</td> <td>・避難者・在宅避難者の個人情報管理 ・避難者ニーズの把握・伝達 ・市本部、施設管理者、関係機関との調整 ・報道機関対応</td> <td>・周辺避難所との物資等の過不足調整 ・ボランティア受け入れ等に関する調整 ・避難者へ運営組織化の働きかけ</td> <td>・避難スペース統廃合に関する調整 ・避難者間トラブル等への対応</td> </tr> <tr> <td>④ 収集する避難者の情報</td> <td>・避難者数、要給食者数 ・要配慮者情報 ・安否確認情報</td> <td>・各避難所のニーズ ・避難者の被災状況 ・避難者の生活再建、住まい確保の見込み</td> <td>・避難者の個別事情</td> </tr> </tbody> </table>		開設時	～3日～1週間	～2週間～3か月	① 避難者の安全確保	・避難所開設事務 ・避難所及び周辺の被害状況把握 ・安心して指示に従ってもらうよう呼びかけ	・市対策本部からの情報提供(被害状況、対策方針、実施状況、インフラ復旧見込み等) ・衛生環境の維持(関係機関との連携) ・健康対策(関係機関との連携) ・秩序の維持、安全確保(関係機関との連携)	・避難所内外へ公平な物資等の配分	② 要配慮者 を優先しつつ公平な対応	・ 要配慮者 を優先的に避難所割り当て	・ 要配慮者 への優先的な物資等の配分 ・ 要配慮者 の福祉避難所等への移送	・避難所内外へ公平な物資等の配分	③ 避難者の情報管理・連絡調整・避難所運営	・避難者・在宅避難者の個人情報管理 ・避難者ニーズの把握・伝達 ・市本部、施設管理者、関係機関との調整 ・報道機関対応	・周辺避難所との物資等の過不足調整 ・ボランティア受け入れ等に関する調整 ・避難者へ運営組織化の働きかけ	・避難スペース統廃合に関する調整 ・避難者間トラブル等への対応	④ 収集する避難者の情報	・避難者数、要給食者数 ・ 要配慮者 情報 ・安否確認情報	・各避難所のニーズ ・避難者の被災状況 ・避難者の生活再建、住まい確保の見込み	・避難者の個別事情								
	開設時	～3日～1週間	～2週間～3か月																																																
① 避難者の安全確保	・避難所開設事務 ・避難所及び周辺の被害状況把握 ・安心して指示に従ってもらうよう呼びかけ	・市対策本部からの情報提供(被害状況、対策方針、実施状況、インフラ復旧見込み等) ・衛生環境の維持(関係機関との連携) ・健康対策(関係機関との連携) ・秩序の維持、安全確保(関係機関との連携)	・避難所内外へ公平な物資等の配分																																																
② 避難行動要支援者を優先しつつ公平な対応	・避難行動要支援者へ優先的に避難所割り当て	・避難行動要支援者への優先的な物資等の配分 ・避難行動要支援者の福祉避難所等への移送	・避難所内外へ公平な物資等の配分																																																
③ 避難者の情報管理・連絡調整・避難所運営	・避難者・在宅避難者の個人情報管理 ・避難者ニーズの把握・伝達 ・市本部、施設管理者、関係機関との調整 ・報道機関対応	・周辺避難所との物資等の過不足調整 ・ボランティア受け入れ等に関する調整 ・避難者へ運営組織化の働きかけ	・避難スペース統廃全(増やす調整) ・避難者間トラブル等への対応																																																
④ 収集する避難者の情報	・避難者数、要給食者数 ・避難行動要支援者情報 ・安否確認情報	・各避難所のニーズ ・避難者の被災状況 ・避難者の生活再建、住まい確保の見込み	・避難者の個別事情																																																
	開設時	～3日～1週間	～2週間～3か月																																																
① 避難者の安全確保	・避難所開設事務 ・避難所及び周辺の被害状況把握 ・安心して指示に従ってもらうよう呼びかけ	・市対策本部からの情報提供(被害状況、対策方針、実施状況、インフラ復旧見込み等) ・衛生環境の維持(関係機関との連携) ・健康対策(関係機関との連携) ・秩序の維持、安全確保(関係機関との連携)	・避難所内外へ公平な物資等の配分																																																
② 要配慮者 を優先しつつ公平な対応	・ 要配慮者 を優先的に避難所割り当て	・ 要配慮者 への優先的な物資等の配分 ・ 要配慮者 の福祉避難所等への移送	・避難所内外へ公平な物資等の配分																																																
③ 避難者の情報管理・連絡調整・避難所運営	・避難者・在宅避難者の個人情報管理 ・避難者ニーズの把握・伝達 ・市本部、施設管理者、関係機関との調整 ・報道機関対応	・周辺避難所との物資等の過不足調整 ・ボランティア受け入れ等に関する調整 ・避難者へ運営組織化の働きかけ	・避難スペース統廃合に関する調整 ・避難者間トラブル等への対応																																																
④ 収集する避難者の情報	・避難者数、要給食者数 ・ 要配慮者 情報 ・安否確認情報	・各避難所のニーズ ・避難者の被災状況 ・避難者の生活再建、住まい確保の見込み	・避難者の個別事情																																																

10	P 8	<p>2) 避難所開設が長期にわたる場合</p> <p>避難が長期にわたる場合は、避難者による避難所運営組織を設立し避難者が自ら避難所を運営する。運営組織の設立においては、リーダーとなる会長及び副会長の選定が重要であり、地域のリーダーである自主防災組織の代表者又は自治会の区長等の選定について考慮する。</p> <p>運営組織の編成においては、組織的な活動が行えるよう数個の班及び係を設定する。</p> <p><u>その際、運営組織に複数名の女性委員(4割以上)を選定し、意思決定に参画させる。特に、女性のプライバシー保護や妊産婦、高齢者及び子どもたちに留意した対応を行う。</u></p> <p>また、通訳等の必要な障がい者や外国人については、予め通訳ボランティアやスペースを確保した指定避難所(旧2次避難所)へ移動を促す。</p>	<p>2) 避難所開設が長期にわたる場合</p> <p>避難が長期にわたる場合は、避難者による避難所運営組織を設立し避難者が自ら避難所を運営する。運営組織の設立においては、<u>4割以上の女性委員の選定</u>とリーダーとなる会長及び副会長の選定が重要である。地域のリーダーである自主防災組織の代表者又は自治会の区長等の選定について考慮する。</p> <p>運営組織の編成においては、組織的な活動が行えるよう数個の班及び係を設定する。<u>特に女性等の女性のプライバシー保護や妊産婦、高齢者、障がい者及び子どもたちなど、要配慮者への対応に即応する組織体制が大切である。</u></p> <p>また、通訳等の必要な障がい者や外国人については、予め通訳ボランティアやスペースを確保した指定避難所(旧2次避難所)へ移動を促す。</p>
11	P 9	<p>(7) <u>避難行動要支援者</u>への対応</p> <p>1) 避難所における<u>避難行動要支援者</u>への対応の基本的な考え方</p> <p>高齢者及び障がい者などの<u>避難行動要支援者</u>への支援においては、各区分に応じたきめ細かな対応が必要である。</p> <p>参考資料：<u>避難行動要支援者</u>への支援方針</p>	<p>(7) <u>要配慮者</u>への対応</p> <p>1) 避難所における<u>要配慮者</u>への対応の基本的な考え方</p> <p>高齢者及び障がい者などの<u>要配慮者</u>への支援においては、各区分に応じたきめ細かな対応が必要である。</p> <p>参考資料：<u>要配慮者</u>への支援方針</p>
12	P 10	<p>4) 救護班の編成</p> <p>避難生活が長期化した場合、救護班編成は内科系を中心としたチーム編成に切り替え、加東健康福祉事務所と調整を行い、メンタルケアの専門家等の派遣を行う。</p>	<p>4) 救護班の編成</p> <p>避難生活が長期化した場合、救護班編成は内科系を中心としたチーム編成に切り替える。<u>また、加東健康福祉事務所と調整を行い、メンタルケアの専門家等の派遣を行う。</u></p>
13	P 11	<p>(8) 女性やジェンダーアイデンティティなどへの配慮</p> <p>避難所においては、個人のスペースが限定されプライバシーの確保が極めて困難である。プライバシーが保護されない場合、特に女性やジェンダーアイデンティティなどは大きなストレスを感じるのみではなく避難所における生活そのものに支障が生じるおそれがある。</p> <p>このような状況を軽減するため女性やジェンダーアイデンティティなどに対する配慮を行うことが必要である。さらに、女性への暴力や性犯罪を防止する安全対策を講ずることが必要である。</p> <p>そのため、避難所運営組織に女性の参画を求め、女性の意見を反映した避難所運営を行う。</p> <p>また、ジェンダーアイデンティティなどの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点等に十分配慮する。</p>	<p>(8) 女性やジェンダーアイデンティティなどへの配慮</p> <p>避難所においては、個人のスペースが限定されプライバシーの確保が極めて困難である。プライバシーが保護されない場合、特に女性やジェンダーアイデンティティなどは大きなストレスを感じるのみではなく避難所における生活そのものに支障が生じるおそれがある。</p> <p>このような状況を軽減するため女性やジェンダーアイデンティティなどに対する配慮を行うことが必要である。さらに、女性等への暴力や性犯罪を防止する安全対策を講ずることが必要である。</p> <p>そのため、避難所運営組織に女性や<u>子育て家庭なども含めた多様な立場の人</u>の参画を求め、女性を<u>含めた多様な立場の人の様々な意見</u>を反映した避難所運営を行う。</p> <p>また、ジェンダーアイデンティティなどの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点等を<u>踏まえ、すべての人が安全に過ごせるよう十分配慮する。</u></p>
14		<p>② 夜間あまり暗くならない場所に設置するほか、夜間には<u>仮設トイレ</u>周辺を重点的にパトロールする警備係を配置するなど、女性が安心して使用できるようにする。</p>	<p>② 夜間あまり暗くならない場所に設置するほか、夜間には<u>トイレ</u>周辺を重点的にパトロールする警備係を配置するなど、女性等が安心して使用できるようにする。</p>
15		<p>② 担当者には<u>女性</u>を配置するとともに、担当者が避難所内を巡回して個別のニーズを収集する。</p>	<p>② 担当者には<u>同性</u>を配置するとともに、担当者が避難所内を巡回して個別のニーズを収集する。</p>
16	P 12	<p>(9) 外国人への配慮</p> <p>日本語が十分理解できない外国人に対し、国際交流協会と連携し、通訳を確保するとともに、やさしい日本語の使用、図やイラスト、ローマ字表示等を用いて情報を提供する。</p> <p>また、生活習慣や宗教、食事などの違いも理解し、避難所生活を支援する。</p> <p>さらに、通訳等の支援者が限られていることから、予め外国人対応の避難所を指定しておく。</p>	<p>(9) 外国人への配慮</p> <p>日本語が十分理解できない外国人に対し、国際交流協会と連携し、通訳を確保するとともに、やさしい日本語の使用、図やイラスト、ローマ字表示、<u>多言語表示、コミュニケーション支援ボード</u>等を用いて情報を提供する。</p> <p>また、生活習慣や宗教、食事などの違いも理解し、避難所生活を支援する。</p> <p>さらに、通訳等の支援者が限られていることから、予め外国人対応の避難所を指定しておく。</p>
17	P 13	<p>5) を追記</p>	<p><u>5) ペットはケージ(檻)などの中に入れて飼育する。また、ケージ(檻)等に入らない大型犬等は、柵を設ける場合でも、必ずリード(ヒモ等)で繋いでおく。</u></p>
18		<p>(12) 新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営</p>	<p>(12) 新型コロナウイルス等感染症に対応した避難所運営</p>

